



第56回 **確定申告書提出後の訂正について**

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

Q 昨年6月に私が保険料を払っていた生命保険が満期になりました。私は保険金を受け取ったので、パート収入と合わせて所得税の確定申告をしました。確定申告期限の3月15日を過ぎた今になって医療費控除と上場株式の配当の申告を忘れていたことに気がきました。医療費控除と配当控除の適用を受けたいのですがどうしたらよいでしょうか。

A 今月は、申告期限内に提出した確定申告書(以下「当初申告書」といいます。)の申告内容に誤りがあることに気付いた場合の手続きについてのお尋ねですね。

平成31年3月号(No.230)でもご紹介していますが、今回はもう少し詳しくご説明します。

1. 申告期限前の場合

税務署では、同一人から申告期限内(所得税の場合は3月15日まで)に申告書が2件以上提出された場

合には、一番最後に提出された申告書その人の当初申告書として取り扱うこととされていますので、申告期限までに申告誤りに気付いた場合には、正しい内容に直した申告書(以下「訂正申告書」といいます。)を提出することで、先に提出した当初申告書の内容を訂正することができます。

この訂正申告書により当初申告よりも納税額が増加した場合(還付金が減少する場合を含みます)は、その差額を3月15日までに納める必要があります。

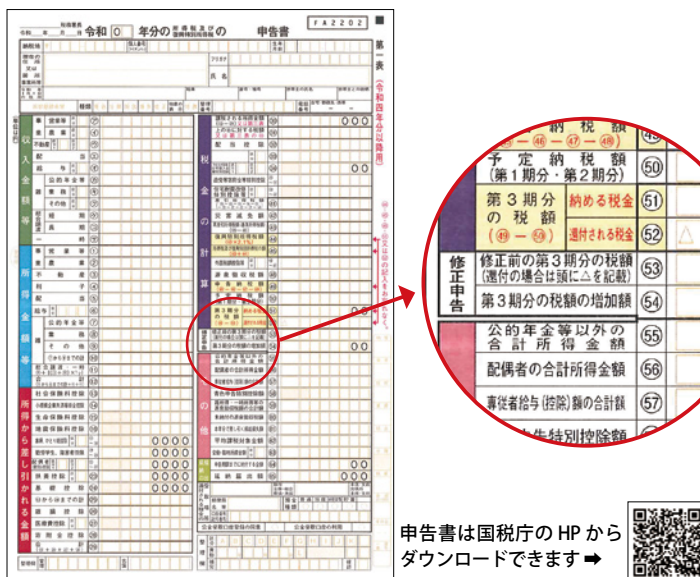
2. 申告期限後の場合

申告期限後になって当初申告書又は訂正申告書の内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告誤りを訂正することができます。

(1) 税額を少なく申告していた場合

納める税金を少なく又は還付される税金を多く申告

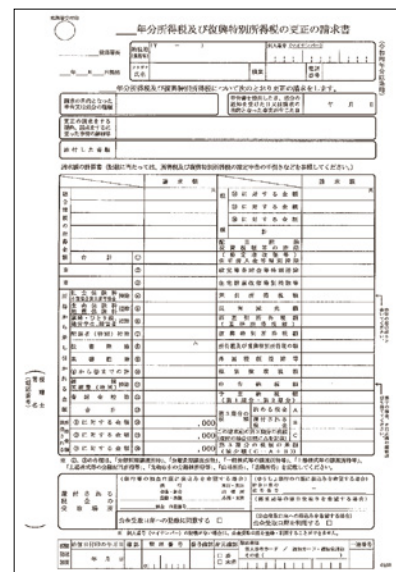
図1 修正申告書



申告書は国税庁のHPからダウンロードできます →



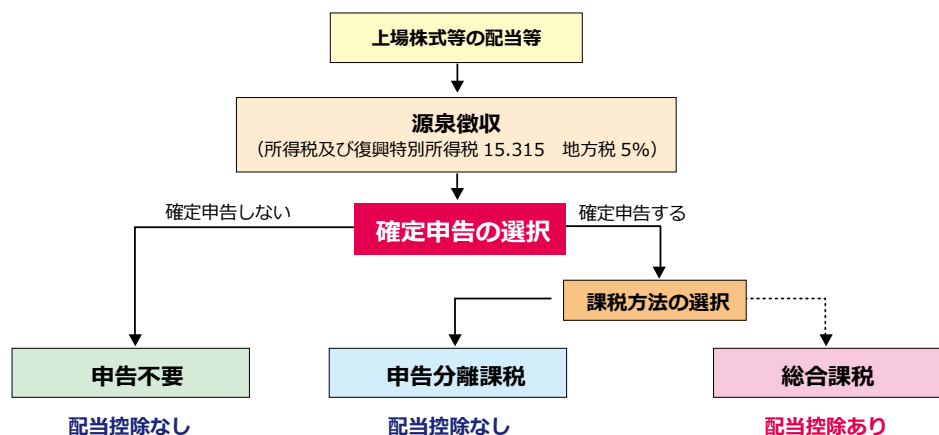
図2 更正の請求書



申告書は国税庁のHPからダウンロードできます ↓



図3 上場株式等の配当等の関係図



していた場合には、正しい内容を記載した「修正申告書」(図1参照)を税務署に提出します。

この手続きは、当初申告書と同様の方法で作成した修正申告書の③欄に当初申告(訂正申告を含みます。)の①欄又は②欄の額を転記します。次に修正申告書の①欄又は②欄の額との③欄との差額を④欄に記入します。

税務署から申告内容の誤りを指摘されてから修正申告書を提出すると新たに納める税金のほかに「加算税」という税金がかかる場合があります。また、申告期限までに納めなくてはならなかった税金の納付も遅れるので、申告期限の翌日から納付する日までの期間について「延滞税」がかかります。

申告内容の誤りに気が付かれたら早目の修正申告をお勧めします。

(2)税額を多く申告していた場合

納める税金を多くまたは還付される税金を少なく申告していた場合には、「更正の請求」という手続きにより納め過ぎとなった税金の還付を税務署に求めることができます。

更正の請求ができる場合は、税金を納め過ぎとなった原因・理由が①申告内容が所得税法等の法律の規定に従っていないときや、②申告の計算に誤りがあったときですので、納め過ぎとなった理由等によっては、訂正できないこともあります。

この手続きは、原則として申告期限から5年以内に、「更正の請求書」(図2参照)を作成して税務署に提出します。税務署ではその記載内容を調査・検討して税

金が納め過ぎであると認めた場合は、納税者に納め過ぎの税額等を通知し、還付します。一方、調査・検討の結果納め過ぎ等の税金がない場合は、「更正すべき理由がない旨」を通知します。

3. ご質問の場合

ご質問の場合は、税金が納め過ぎとなったのは、①医療費控除の適用もれと②配当所得の申告もれ及び配当控除の適用もれです。

①医療費控除については、所得税法で「支払った医療費の合計金額が合計所得金額の5%か10万円のいずれか少ない額を超えた場合に、超えた額を控除する」と規定されています。したがって更正の請求の原因・理由となりますので、医療費控除の適用を受けられます。

②配当所得及び配当控除については、今年の1月号(No.272)でもご紹介しましたように、上場株式等の配当は、原則として配当金支払時に20.315%の源泉所得税が控除される源泉分離課税方式で納税は完了していますが、総合課税方式か申告分離課税方式を選択して申告することもできます。(図3参照)

総合課税で配当所得を申告すれば配当控除の適用を受けることができますが、ご質問の場合には既に提出した申告書に配当所得及び配当控除に係る記載をしなかったため、総合課税を選択しなかったことになり、間違った申告をしたことにはなりません。したがって更正の請求の原因・理由にはなりませんので、配当控除の適用を受けることはできません。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。